

手をつなごう

平成19年1月15日
岡山県立東備養護学校
支援部だよりNO. 26

新しい年が始まりました



皆様、年末年始はいかがお過ごしでしたでしょうか？
年を重ねるにつれ、1年があっという間に過ぎるようになりました。
しっかり目標をもって一日一日を大切に過ごしたいですね。

今年は4月1日から従来の特殊教育制度が特別支援教育制度へと
転換していくという、節目の年です。

1月8日の山陽新聞にも、文部科学省の方針として

「**障害児支援員3万人に** 全公立小中へ配置可能」という記事が載っていました。
現在は約1万3千人だそうですから、倍以上に増員されるということで、改正学校教育法が4月
から施行されるのに向けて、体制整備が図られていくようです。そのような流れの中で、養護学
校（特別支援学校）がますますセンター的機能を発揮するよう求められます。

巡回相談に行けば行くほど、保育園・幼稚園、小・中学校や高等学校にも支援が必要な子ども
たちがいるということが見えてきます。巡回相談に行くことができるコーディネーターの数が限
られているなかで、いかに要請に応えていくか、また我々の専門性をどのようにして高めていく
かが大きな課題であると考えています。

職員一同、力を合わせて進んでいきたいと思っておりますので、本年もどうぞよろしくお願い
いたします。

学習コーナー どう変わる？学校教育法



具体的に学校教育法のどのような点が改正されたのか、教育時報9月号より概要をご紹介します。

○盲学校、聾学校、養護学校は障害種別を越えた特別支援学校に一本化する。

盲・聾・養護学校が、複数の障害種別に対応することが可能な特別支援学校になります。しかし、
どのような障害種に対応する学校とするかは、地域の実情に応じて、設置者が判断します。

○特別支援学校においては、在籍児童生徒等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある
児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定。

特別支援学校のセンター的機能がより明確になりました。

○小中学校等においては、学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)等を含む障害のある児童生徒
等に対して適切な教育を行うことを規定。

特殊学級や通級教室だけでなく、通常の学級でも障害に配慮した特別な支援を受けることが制度
の中で保障されることとなります。

教育時報9月号 巻頭論文 「特別支援教育の推進に向けて」

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官

樋口一宗 氏 より

